

補助金の前倒し申請について

研究費執行マニュアルP.32～

翌年度以降の科研費を前倒しで交付を受ける制度です。

- ・第1回前倒し 案内7月下旬、締切8月中旬
- ・第2回前倒し 案内10月下旬、締切11月中旬

※2回とも申請することもできます。

- ・入金されるのはそれぞれ申請より約2か月後になります。
- ・学振から承認通知があるまでは使用できません。
- ・間接経費(研究教育推進経費)も前倒しされます。
- ・次年度以降の研究計画遂行に支障を来たしうる多額の前倒しは認められない可能性があります。
- ・特別研究員奨励費は対象外です。

補助金の繰越申請について

今年度の科研費を翌年度に繰り越す制度です。

- 申請は3回(12月中旬、1月中旬、1月下旬)※
- 応募中の課題との重複制限はかかりません。
- 最終年度でも申請可能です。

- 申請理由が「繰越事由」に合致するか必ずご確認ください。
- 繰越事由に該当しない場合は、申請できません。
- 繰越分は、独立した予算として扱われます。(非繰越分と合算不可)
- 特別研究員奨励費は次年度も継続の課題のみ申請可能です。

※スケジュール例です。

補助金の次年度使用について

前年度に未使用額(返金)が発生した場合、国に一度返還した科研費を今年度分として交付を受ける制度です。

対象:未使用額(返金額)が5万円以上の課題で、
繰越制度の要件に合致せず繰り越しができず、
繰越申請期限以降に繰越事由が発生した課題

入金:8月末頃

- 最終年度に発生した未使用額は次年度使用を申請できません。
- 1万円単位で次年度使用申請が可能です。
- 特別研究員奨励費は対象外です。

基金の前倒し申請について

翌年度以降の科研費を前倒しで請求する制度です。

第1回前倒し 案内7月下旬、締切8月中旬

第2回前倒し 案内10月下旬、締切11月中旬

- 入金されるのはそれぞれ申請より約2か月後になります。
※学振より通知があるまでは予算に反映されません。
- 間接経費(研究教育推進経費)も前倒しされます。
- 次年度以降の研究計画遂行に支障を来たしうる多額の前倒しは認められない可能性があります。

基金の期間延長申請について

研究期間を1年間延長する制度です。

(結果として、翌年度に科研費を繰り越すことが可能)

応募中の課題との重複制限はかかりません。

※産前産後の休暇、育児休業による期間延長の場合を除きます。

最終年度のみ申請可能です。